

会誌掲載規則（内規第68号）

制定（平成14年3月5日正副会長会議、即日施行、同年4月1日公示）
改正（令和元年11月6日執行役員会議、即日施行、令和2年1月15日公示）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、日本弁理士会（以下「本会」という。）の会誌パテント（以下「会誌」という。）への記事及び広告の掲載基準について定めることを目的とする。

第2章 記事掲載基準

（寄稿者）

第2条 会誌への寄稿者は、内外人を問わずこれを制限しない。

2 本会の会員（以下「会員」という。）以外の寄稿者は、その職業、地位、資格等を明記して寄稿しなければならない。

3 寄稿者は本名記名で寄稿しなければならない。ただし、寄稿者が匿名又はペンネームでの掲載を希望した場合において、広報センター運営規則（内規第102号）第6条第1項第5号に規定する会誌編集部（以下「編集部」という。）が必要と認めるときは、匿名又はペンネームで会誌に掲載することができる。

（掲載記事の内容）

第3条 会誌に掲載する記事（以下「掲載記事」という。）は、未発表のものであって、他誌に寄稿されていないもの（他誌に寄稿されたが不掲載の決定を受けたことを寄稿者が明らかにしたものを含む。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、編集部が、会員にとって特に有益であると判断した掲載記事についてはこの限りでない。

3 掲載記事は、以下の各号のいずれかに該当する記事を含むものとする。

（1）国内外の知的財産権に関する記事（「論考」「解説」「資料」「報告」「紹介」「提言」「講演録」「会員相互の対談及びインタビュー」「会員と外部の者との対談及びインタビュー」等）

（2）知的財産権の内容又は知的財産に関する活動の内容を一部に含む一般記事（「科学」「趣味」「文芸作品」「会員の声」「本会又は地域会が主催等する催し」等）

4 掲載記事の選択及びその頁数の決定は、編集部が行う。

5 編集部が次の各号のいずれかに掲げる内容を含むと判断した記事は、原則として掲載しない。

（1）時機を失した記事を主体としたもの

（2）特定の個人や団体を非難し中傷するもの

（3）特定の記事を誹謗するもの

（4）特定の個人や団体を宣伝するもの（企業紹介、商品紹介等、記事中の説明に必要な範囲で特定の個人や団体の表示を行う場合を除く。）

（5）特定の対象物を宣伝するもの（企業紹介、商品紹介等、記事中の説明に必要な範囲で特定の対象物の表示を行う場合を除く。）

（6）国、地方公共団体の職員がその役職名を以て掲載する職務上の情報に関する記事で、事前に当該官公庁の承諾をえていないもの

（7）寄稿者の職業、地位、資格等に見合わないと思われるもの

（8）公の秩序又は善良な風俗を害するもの

（9）会誌の品位を害するもの

（10）公平性を欠くもの

（11）単なる事実の列挙を主とするもの

（12）発表済の記事を複数組み合わせたに過ぎないもの

（13）発表済の記事を翻訳したに過ぎないもの

（14）その他、会誌としてふさわしくないもの

6 前項第2号及び第3号の規定は、寄稿者の建設的な提言及び他の記事に対する学術的な反論等を排除することを意味するものではない。

7 編集部は、論旨が不明確であったり、記事が冗長である場合には、寄稿者に内容の修正を求めることができる。

8 掲載記事の内容について、第三者との間で著作権上の問題及びその他の問題が生じたときは、寄稿者の

責任においてこれを処理しなければならない。

- 9 掲載記事の内容が、第三者と何らかの関係があるときは、寄稿者はこれを記事の中に明記しなければならない。
- 10 編集部は、現に弁理士若しくは本会の利益に反する疑いがある行為を行っている者、又は当該行為を行ってから相当の期間を経過していない者からの寄稿があった場合には、記事を掲載しないことを決定することができる。
- 11 掲載記事の言語は日本語とする。但し、寄稿者から日本語による記事の他、対応する外国語による記事が提供された場合は、当該外国語による記事を本会所定のホームページに掲載することができる。

(原稿料)

第4条 次の以下の場合を除き、掲載記事には原則として原稿料を支払う。

- (1) 本会の執行役員会、日本弁理士会会則（会則第17号。以下「会則」という。）第101条第1項で定める委員会、同会則第104条第1項で定める地域会、同会則第147条第1項で定める附属機関、及びその他日本弁理士会に属する機関並びに同等の組織の求めに応じて記事を掲載する場合
 - (2) 寄稿者が原稿料の受領を辞退した場合
- 2 原稿料は、1頁当たり7,000円（税抜き）とし、最大20頁分とする。ただし、第3条第2項において会員にとって特に有益であると判断した掲載記事については、1頁当たり3,500円（税抜き）とする。
 - 3 巻頭写真の掲載料は、原稿料に準ずる。
 - 4 編集部の依頼により寄稿された掲載原稿で翻訳が必要な場合には、原稿料に加えて翻訳料を支払う。寄稿者から寄稿された原稿で翻訳が必要であっても翻訳料は支払わない。
 - 5 翻訳料は、一律1頁当たり5,600円（税抜き）とする。
 - 6 金額の改定をするときは、本会の執行役員会の承認を得なければならない。

第3章 広告掲載基準

(広告の掲載)

第5条 会誌には、広告を掲載することができる。ただし、編集部が次の各号のいずれかに該当すると判断したものは除く。

- (1) 事実と相違するもの、誤認を生ずるおそれがあるもの、内容の確認が困難なもの、又は内容が不明確若しくは不正確なもの
 - (2) 詐欺的なもの、他人の氏名・名称・肖像・著作物等を無断で使用したもの、他人の名誉若しくは信用を害するおそれのあるもの、その他法令に違反する疑いのあるもの
 - (3) 責任の所在が明らかでないもの
 - (4) 第3条第5項第2号、第3号、第8号、第9号及び第14号に該当するもの
 - (5) 「明細書作成」「特許庁提出書類の作成」「ライセンス」「発明相談」など、専業か否かを問わず弁理士の業務と競合するおそれのあるもの、又は「タイプ代」「図面代」「調査料」など弁理士の周辺業務に係る手数料を表示するもの、その他弁理士又は本会の利益に反するおそれのあるもの
- 2 出版物の紹介記事は、第三者による中立公正な書評と認められるものを除き、広告とみなして本章の規定を適用する。

(広告内容の審査)

第6条 編集部は、広告を新たに掲載し、又は掲載期間の途中で内容を変更するときは、当該広告が前条第1項各号の一に該当するものか否かについて審査を行わなければならない。

- 2 編集部は、前項の審査に際して、広告依頼主に対して、会社経歴書・広告に係る商品カタログその他必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 編集部は、現に弁理士並びに本会の利益に反する疑いがある行為を行っている者、又は当該行為を行ってから相当の期間を経過していない者からの申し込みがあった場合には、第1項の審査を行うことなく、広告を掲載しないことを決定することができる。その場合、不掲載の理由を明示することを要しない。

(責任の排除)

第7条 本会は、掲載された広告に起因する一切の責任を負わないものとする。

(契約期間)

第8条 広告掲載の契約期間は、6か月単位を原則とし、申し出がない限り、同一の期間をもって更新されるものとする。更新しない旨の申し出は、契約期間満了の3か月前までに本会にしなければならない。

- 2 広告掲載は、1か月限りで行うことができる。

(広告のサイズ)

第9条 広告のサイズは、3分の1頁、3分の2頁又は1頁を原則とする。

(広告料)

- 第10条** 1区画は、3分の1頁とし、1回当たり18,000円(税抜き)として計算する。
2 金額の改定をするときは、執行役員会の承認を得なければならない。

第4章 その他

(虚偽申請等に対する措置)

- 第11条** 編集部は、寄稿者の掲載記事が第3条第1項の規定に反し、或いは寄稿者の申請又は申請内容(記事内容を含む。)に虚偽があり、その虚偽が寄稿者の故意又は重大な過失によるものであると認めるときは、決定により相当期間、当該寄稿者の会誌への掲載を拒否することができる。

(定めのない事項)

- 第12条** この規則に定めのない事項については、広報センター規則(会令第87号)第4条第5項に規定する運営委員会において協議する。